

(ホームページ公開用)

申立の種類：審査請求

不服申立日：令和 5 年 1 2 月 1 4 日

諮 問 日：令和 6 年 1 月 2 3 日

答 申 日：令和 6 年 6 月 1 8 日

答 申 書

令和 6 年 1 月 2 3 日付け安総第 3 3 6 号で貴職から諮問のあった件について、安来市情報公開審査会を開催し、審理の上結論を得たので、次のとおり答申する。

なお、審査請求人（申立人）から口頭意見陳述の機会不要との回答があったことを付記する。

第 1 審査会の結論

令和 5 年 1 1 月 2 2 日付け安環第 2 0 0 号で審査請求人に対して行った部分公開決定処分にかかる不開示部分のうち、一部を変更すべきである。

(1) 決裁者の個人名及び印影

課長以上の管理職の個人名及び印影は公開とする。ただし、偽造防止等の観点から印影には斜線を入れることとする。

(2) 契約者の印影の一部

契約者の印影については公開とする。ただし、偽造防止等の観点から印影には斜線を入れることとする。

(3) 焼却処理業務の設計金額

弁明書により処分庁が公開することとした、支出負担行為限度額及び処理見込み量を公開とする。その他の設計金額については、非公開のままとする。

第 2 審査請求の経過

1 情報公開開示請求

本件審査請求人は、安来市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、安来市長に対し 2 0 2 3 年 1 1 月 1 1 日付けで「安来市と A 社が締結した可燃ごみの焼却処分の委託契約書（決裁文書を含む）」の情報公開開示請求を行った。

2 処分

令和 5 年 1 1 月 2 2 日、処分庁は本件開示請求に対し、本件不開示部分について、安来市情報公開条例第 1 0 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号に規定する不開示事由に該当するとして不開示とし、それ以外については開示とする部分公開決定処分を行った。

3 審査請求

2023年12月14日付けで、審査請求人は本件処分に不服があるとして、安来市長に対し、本件処分のうち、A社代表取締役社長の印影を除く非公開決定処分の取消しを求める審査請求書を提出した。

4 弁明書

令和5年12月28日、処分庁は「債務負担行為限度額の部分及び設計金額における処理見込み量」については公開が妥当であるが、それ以外については非開示決定処分が妥当であるとの弁明書を提出した。

5 反論書

2024（令和6）年1月12日付けで、審査請求人は本件非公開決定処分の（3）焼却処理業務の設計金額のうち、起案用紙（裏）面記載の「7. 設計金額」に関する審査請求を取り下げた。

第3 審査請求人の主張

（1）決裁者の個人名及び印影

本審査請求に係る文書の起案は、安来市職員として行ったものであるから、安来市情報公開条例第10条第1項は適用されないため公開されなければならない。（審査請求書）

本件決裁は、起案者が私的あるいは個人的に起案したのではなく、安来市事務処理規程18条に基づき起案されたものであり、起案者氏名はこの手続きにより記入されたものであるため、職務遂行に係る情報である。また、決裁印については、安来市事務処理規程22条に基づき押印されたものであるため職務遂行に係る情報である。（反論書）

（3）焼却処理業務の設計金額

本件処分で公開しないこととされた起案用紙（裏）面記載の「7. 設計金額」に関する審査請求はこれを取り下げる。また、当該起案用紙（裏）面記載の「9. 債務負担行為限度額」については、公開された議会で議決をされたものであるため、公開しないこととすることはできない。（反論書）

第4 処分庁の主張

（1）決裁者の個人名及び印影

非公開とした部分は職員の印影及び起案者の氏名であり、印影は当該職員が特定日に出勤して職務に従事したことを示すものではあるが、職務遂行の内容に係る情報とは言えず、これらは職員の氏名であるため、安来市情報公開条例第10条第2号エに該当しない。（弁明書）

（3）焼却処理業務の設計金額

可燃ごみ焼却業務委託契約に係る契約予定金額の上限となる予定価格は、安来市契

約規則第17条の規定により、仕様書、設計書等に基づいて算定したものを、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して実情に合わせて調製し、予算執行者が決定したものである。

可燃ごみ焼却業務委託は、毎年度継続して行われるものであり、設計金額の積算方法及び予定価格の算出方法は、今後もほぼ同様の方式で行うことになる。また、一般廃棄物の量、収集方法等に大きな変化がない限り、当該業務の内容にも大きな変更はないため、基本的に同一の仕様書により算出した予定価格及び設計金額により反復継続して行われることになる。さらに、予定価格並びに設計金額及びその根拠となる設計単価(以下「予定価格、設計金額等」という。)は公にされていない情報である。

したがって、本業務における予定価格、設計金額等が公になると、業務の性質上、今後、本業務を委託する際の予定価格をかなりの精度をもって類推することが可能となるとともに、本市における予定価格算出のノウハウが明らかとなり、本業務のみならず、今後の本市における公正又は円滑な契約事務の遂行に支障が生じるおそれがあると認めるものである。

そこで、本業務において予定価格が類推されることとなった場合には、随意契約では競争原理が働かないため、公にされた予定価格の算出方法を安易に用い、見積書を提出することも可能となることから、契約金額の高止まり、業者が適正な額での見積り努力を行わない等の支障が生じるおそれがある。その結果、事後においてもこれらの情報を公にすることにより、本市の財産上の利益、ひいては市民全体の利益を損なうことになることと認めるものである。

また、予定価格、設計金額等に係る部分を非公開にすることが、議会における決算の根拠を秘密にしているという主張であるが、毎年度、議会に対しては「主要施策の成果説明書」等において、可燃ごみ焼却処理等委託料として説明を行い、決算の認定を受けている。なお、「主要施策の成果説明書」は安来市のホームページにおいても公開されている。

以上のことから、予定価格、設計金額等に係る部分を公にすることにより、今後、適正な額での業者決定及び契約に係る事務に支障が生じ、本市の財産上の利益が損なわれるおそれがある。(弁論書)

第5 審査会の判断

安来市情報公開条例は、「市民の知る権利を保障し、それに基づいて市の保有する情報の公開に関し必要な事項を定めるとともに、市が市民に対し説明責任を果たすことにより、市民と市との信頼関係を深め、もってより一層開かれた市政を実現することを目的」として制定されている(第1条)。また、「実施機関は、この条例の解釈及び運営に当たっては、情報の公開を請求する市民の権利を保障するとともに、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」とされている(第3条第1項)。

そのため、安来市が業務委託する際の公平性、競争性及び行政の裁量性を踏まえ、市民の公務を知る権利及び個人(情報、プライバシー)の優越的保護とのバランスの観点から、関係決裁文書の公開及び非公開を判断すべきである。

(1) 決裁者の個人名及び印影

実施機関が公開しないことができる情報として「公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を除く個人に関する情報(第10条第2号エ)」とされている。

職員の印影及び起案者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、安来市情報公開条例第10条本文に規定する個人に関する情報に該当することは明らかであるが、決裁行為については当該職務遂行の内容に係る部分(第10条第2号エ)の情報であるといえるため、決裁権限を有している課長以上の管理職の印影は公開し、決裁権限を有していない職員の印影及び氏名については非公開が妥当と判断する。ただし、公開の際は偽造防止等の観点から印影に斜線を入れることとする。

(2) 契約者の印影の一部

契約者の印影については、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの(第10条第3号)に該当しないため、公開することが妥当と判断する。ただし、公開の際は偽造防止等の観点から印影に斜線を入れることとする。

(3) 焼却処理業務の設計金額

支出負担行為限度額及び処理見込み量については、議会の説明資料に記載されており、公表されている情報であることから、公開することが妥当と判断する。

設計金額及び予定価格については、審査請求人が本情報に係る審査請求を取り下げたことから、審査会は、安来市情報公開条例第10条第6号該当性については判断しない。

以上